

平成 26 年 2 月

「学校法人会計基準の改正に関する説明会」への質問回答集

本質問回答集は、平成 25 年 12 月 13 日から平成 25 年 12 月 25 日までの間、全国 6 会場で開催された「学校法人会計基準の改正に関する説明会（以下「説明会」という。）」に際して、事前又は事後に寄せられた質問への回答を整理したものです。

【本件担当連絡先】

私学部参事官私学経営支援企画室財務調査係

TEL 03-5253-4111 (内線 2539)

FAX 03-6734-3395

E-mail sigsanji@mext.go.jp

○本質問回答集で用いる参照条文等の略称は以下のとおりです。

- ・「学校法人会計基準の一部を改正する省令」（平成 25 年 4 月 22 日 文部科学省令第 15 号）・・・以下「新基準」という。
- ・「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（25 高私参第 8 号）・・・以下「第 8 号通知」という。
- ・「学校法人会計基準第 30 条第 1 項第 4 号に規定する恒常的に保持すべき資金の額について」（昭和 62 年 8 月 31 日 文部大臣裁定、平成 25 年 9 月 2 日 最終改正）・・・以下「大臣裁定」という。

Q 1. 新基準第 14 条の 2 では、活動区分資金収支計算書について、「教育活動」「施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動」「資金調達その他前 2 号に掲げる活動以外の活動」の 3 つに区分する旨が定められています。

また、この活動区分資金収支計算書について、新基準第 4 号様式では「教育活動による資金収支」「施設整備等活動による資金収支」「その他の活動による資金収支」の 3 つに区分する様式が示されています。

一方、第 8 号通知の I 2. (1) ①では「教育活動による資金収支」について、資金収支計算書の資金収入及び資金支出のうち、「施設整備等活動による資金収支」及び「その他の活動による資金収支」を除いたものと定められています。

以上から、新基準と第 8 号通知とは定義が異なるように思えますが、いかがでしょ

うか。

A 1. 新基準第 14 条の 2 は 3 つの活動に区分することを定め、新基準第 4 号様式では具体的に何が各区分に該当するかを示し、第 8 号通知では、各区分の定義を示しています。

新基準第 14 条の 2 の区分の趣旨は、3 つの活動区分ごとに資金の流れを把握することであり、特に「教育活動」に係る収支がどのような状態であるのかを把握することが重要であるため、「教育活動」を明示的に区分するものとなりました。

しかし、「教育活動」に該当する収支の範囲は広範囲にわたり、あえて定義をすれば、具体的に該当する項目を列挙するような定義になります。

例えば「教育活動」とは、収入のうち学生生徒等納付金収入、特別寄付金収入のうち施設設備を除いたもの、一般寄付金収入、経常費等補助金収入、付随事業収入、雑収入のうちから過年度修正を除いたもの、支出のうち人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出のうちから過年度修正、デリバティブ解約損を除いたものというように、非常に広範囲にわたり、かつ、なぜこの科目が選ばれているのか包括的に定義ができません。

このように、「施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動」、「資金調達その他前二号に掲げる活動以外の活動」に比べて包括的に定義することが困難であるため、実務上わかりやすく、区分がしやすい定義とするため、第 8 号通知では、「教育活動」以外のものを先に定義いたしました。

Q 2. 「第 3 号基本金引当特定資産運用収入」のうち、例えば奨学基金の運用収入は奨学費として教育活動に使われるものですので、「活動区分資金収支計算書」において、「教育活動による資金収支」に区分されるのではないのでしょうか。

A 2. 「第 3 号基本金引当特定資産運用収入」の用途が教育活動に特定されているとしても、資産運用の果実という点では、用途特定のない受取利息等と同様であるため、「その他の受取利息・配当金収入」と区別せずに、全て財務活動として「その他の活動による資金収支」に区分するものとしています。

(「第 8 号通知」 I 2. (3) ①②、「説明会」の文部科学省資料 1-4 参考資料 2 計算書類関連表 (一覧表) 参照)

Q 3. 「活動区分資金収支計算書」において、立替金・仮受金等の収支はその内容 (発生した原因) によって 3 つの活動に区分する必要がありますか。

A 3. 立替金・仮受金等の収入支出は、「第 8 号通知」 I 2. (3) ①に定める「預り金の受け払い等の経過的な活動に係る資金収入及び資金支出」に該当し、全て「その他の活動による資金収支」となります。

(「第 8 号通知」 I 2. (3) ①、「説明会」の文部科学省資料 1-4 参考資料 2 計算書類関連表 (一覧表) 参照)

Q 4. 活動区分資金収支計算書において、資金収支計算書の大科目「学生生徒等納付金収入」のうち小科目「施設設備資金収入」は、「施設整備等活動による資金収支」に区分すべきではないですか。

A 4. 「学生生徒等納付金収入」は全て教育活動に区分します。

「施設整備等活動による資金収支」に区分されている「施設設備補助金収入」や「施設設備寄付金収入」が、例えば「A棟建設資金として」のように特定の年度の具体的な施設設備の取得を目的として明確に資金管理され、施設設備の拡充のみにしか資金を使うことができないなど、用途特定がなされているのに対して、大科目「学生生徒等納付金収入」のうち小科目「施設設備資金収入」は、施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する納付金であっても、一般的には具体的に施設設備の取得がある特定の年度に合わせて徴収するものではないことなどから、必ずしも補助金や寄付金のように、厳格な資金管理や用途特定がなされているとはいえないため、「学生生徒等納付金収入」全体で教育活動に区分することとしました。

Q 5. 「活動区分資金収支計算書」の「その他の活動による資金収支」の「収入」と「支出」欄のそれぞれには、他の区分にはない「小計」の欄がありますが、「小計」を設けているのはなぜですか。

A 5. 「小計」より上は貸借対照表科目に係る資金収入及び資金支出が該当し、「小計」より下は事業活動収支計算書科目に係る資金収入及び資金支出が該当します。「その他の活動による資金収支」は、主に財務活動を表しますので、「小計」より上は元本の動き、「小計」より下は利息等の動きを示すため小計欄を設けています。

Q 6. 「活動区分資金収支計算書」の「調整勘定等」は、3つの活動区分に分かれていますが、どのような基準で区分すべきでしょうか。

A 6. 調整勘定の相手勘定がどの活動に該当するかで判断します。例えば未収入金でいえば、学生生徒等納付金収入の未収は「教育活動による資金収支」ですが、施設整備補助金収入の未収は「施設整備等活動による資金収支」に区分します。

Q 7. 「活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記」は、どこに記載しますか。

A 7. 「活動区分資金収支計算書」の末尾に記載します。

Q 8. 事業活動収支計算書の目的について、新基準第 15 条では「教育活動」「教育活動以外の経常的な活動」「前 2 号に掲げる活動以外の活動」に対応する事業活動収入と事業活動支出を明らかにするとされています。

また、新基準第 5 号様式では、事業活動収支計算書を「教育活動収支」「教育活動外収支」「特別収支」の 3 つに区分するものと定めています。

一方、第8号通知I3.(1)①では新基準第5号様式に定める「教育活動収支」とは、経常的な事業活動収入及び事業活動支出のうち、「教育活動外収支」に係る事業活動収入及び事業活動支出を除いたものをいう旨を定めており、新基準と第8号通知では、定義の仕方が異なっているように思えますが、いかがでしょうか。

A8. 新基準第15条は3つの活動に区分することを定め、新基準第5号様式では具体的に何が各区分に該当するのかを示し、第8号通知では各区分の定義を示しています。

新基準第15条の区分の趣旨は、3つの活動区分ごとに収支状況を把握することであり、特に「教育活動」に係る収支がどのような状態であるのかを把握することが重要であるため、「教育活動」を明示的に区分しています。

しかし、「教育活動」に該当する収支の範囲は広範囲にわたり、これを包括的に定義することは、「教育活動以外の経常的な活動」、「前2号に掲げる活動以外の活動」に比べて困難であり、あえて定義をすれば、Q1と同様に該当する項目を列挙するような定義になります。

そこで、実務上わかりやすく、区分がしやすい定義とするため、第8号通知では、「教育活動」以外のものを先に定義しています。

Q9. 「事業活動収支計算書」において、特別収支に該当する項目がない場合に、「特別収支の部」を省略できますか。

A9. 今回の会計基準の改正は、「事業活動収支計算書」に区分経理の概念を導入するなど、一般にわかりやすく、経営判断に資するものとするを目的にしています。

この観点から、特別収支に該当する項目の有無、また、例えば、大科目「資産処分差額」の有無などの情報が明示的にあった方がわかりやすく、他の学校法人との比較もしやすいため、様式の一部である「特別収支の部」は省略できませんし、特別収支に該当する項目がなくても、大科目は省略できないという考え方で処理を統一することといたします。

「新基準」の別表と様式の「注」については以下のとおりです。

別表第2「事業活動収支計算書記載科目」の(注)1に定めるように、小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができますが、大科目については、様式で示しているもの以外の科目の設定は認めていません。

なお、第5号様式「事業活動収支計算書」の(注)1においては、「この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。」としていますが、別表第2と同じ趣旨に理解すべきで、この規定は小科目に関するのみ適用があると解しています。

また、会計処理の結果として、金額を計上する科目は小科目であり、大科目はその小科目の金額を集計するものであるという点からも、計上する科目ではない大科目は省略できないと解され、大科目は金額がなくても、省略できず、予算0決算0差異0

で表示することになります。

なお、この考え方は、今回の改正以降、第1号様式「資金収支計算書」の大科目及び第7号様式「貸借対照表」の大科目・中科目についても同様に統一することといたします。

大科目の扱いについては、従来は特に通知等は発出されておらず、文部科学省としての解釈を示すものとしては、以下の「文部省高等教育局私学部長 野崎弘著 第一法規「新版学校法人会計基準詳説」平成2年版」の44ページから45ページ（以下に内容を抜粋）において、以前から同様の見解を示していましたが、実務上の取扱いは分かれているため、今回の改正に合わせて処理の統一を図るものです。

別表第1及び第1号様式に掲げる大科目は、学校法人の全ての収入及び支出を網羅して、それを基本的な科目に分類して整理したものであって、これ以外の科目の設定は認められていない。したがって、全ての収支は大科目のうちいずれかの科目に分類して計上しなければならない（別表第1（注）1では、小科目については適当な科目を追加し、又は細分することができることとなっているが、大科目についてはこのような注記はない。）。

なお、第1号様式の（注）1、2では、この表に掲げる科目に計上すべき金額のない場合又はこれ以外の科目を設けている場合は、それぞれ当該科目を省略し、又は追加する様式としているが、別表第1と同じ趣旨に理解すべきで、この規定は小科目に関してのみ適用があると解すべきである。

Q10. 知事所轄学校法人（高等学校を設置するものを除く）は、新基準第39条に定めるように「第4号基本金」の全部又は一部を組み入れないことができますが、現在「第4号基本金」の組入れをしている法人が、今回の会計基準の改正に当たって、全額を取り崩し、今後組み入れないことができますか。

A10. 新基準第2条第4号で「採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。」とされており、同第34条第2項「重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額を脚注として記載するものとする。」とされています。

以上から、正当な理由があれば会計方針を変更できますが、今回の改正による第4号基本金についての変更は注記事項の追加であり、これをもって会計処理の方針である基本金の組入れ方針を変更する正当な理由には該当しないと解されますので、今回の会計基準の改正に当たって、全額を取り崩し、今後組み入れないことはできません。

Q11. 予算書を2年の比較型で作成していますが、平成27年度の予算書においては、平成26年度予算を新基準で読み替えて表示しなければならないのでしょうか。

A11. 平成26年度予算は、旧基準の様式で確定しているので、あえて読み替えず、平成27年度予算は単年度だけの予算としてもよいですし、平成26年度を組み替えた旨を注記して対比型でもよいと考えます。

なお、収支予算書の様式を前年度対比とするかについては、省令などで定めがないため、別途、所轄庁から様式について指定がないかぎり、前年度対比である必要はありません。

Q12. 新基準に定める収支計算書は、「資金収支計算書」、「資金収支内訳表」、「人件費支出内訳表」、「活動区分資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「事業活動収支内訳書」ですが、平成27年度から収支予算書はどれを作成届出するのでしょうか。

A12. 新基準において、「資金収支計算書」及び「事業活動収支計算書」は、予算と決算を対比する様式を採っているため、収支予算を作成するに際しては、それを前提として対比可能なように作成する必要があります。

しかし、「資金収支内訳表」、「人件費支出内訳表」、「活動区分資金収支計算書」及び「事業活動収支内訳表」については、予算と決算を対比する様式を採っていないため、対応する収支予算の作成を必ずしも予定しているものではありません。

したがって、所轄庁には、別途通知等で求めがないかぎり、「資金収支計算書」及び「事業活動収支計算書」に対応する、予算書を提出すれば足り、「資金収支内訳表」、「人件費支出内訳表」、「活動区分資金収支計算書」及び「事業活動収支内訳表」に対応する予算書を提出する必要はありません。

Q13. 大学と高等学校を設置しており、学校の所轄庁は文部科学大臣と都道府県知事の両者に該当します。新基準は都道府県知事を所轄庁とする学校法人については、平成28年度以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用することとされていますが、文部科学大臣所轄の学校法人で高等学校を設置している場合、平成27年度は、高等学校部門も含めて新基準によるのでしょうか。

A13. 学校法人の所轄庁が文部科学大臣か都道府県知事かで判断しますので、大学・短期大学・高等専門学校を設置していれば、高等学校を設置していても文部科学大臣所轄の学校法人ですから、高等学校部門も含め学校法人全体で平成27年度から新基準により作成しなければなりません。

以上